

町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務委託（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により企画提案を募集し、最も適切な企画力、技術力、創造性、経験及び実績を持つ事業者を選定するため、その必要な手続きについて定めることを目的とする。

(委託業務の範囲)

第2条 委託する業務の範囲は、町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務委託仕様書のとおりとする。

(参加資格要件)

第3条 プロポーザルへの参加を申し込む事業者（以下「参加申込事業者」という。）に必要な参加資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 物品調達等入札参加資格要綱（平成20年女川町訓令甲第30号。以下「要綱」という。）に基づく競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
- (2) 宮城県内に本社、支社又は営業所若しくは事業所を有する法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 要綱第10条に基づく指名停止を受けている期間にないこと。
- (6) 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年女川町訓令甲第26号）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (7) 過去10年間に於いて、国、県、市町村等が主催となり行った公共事業の記念式典について、企画、立案、運営一式の業務実績を2件以上有していること。

(プロポーザルへの参加申込)

第4条 参加申込事業者は、プロポーザル方式参加申込書（以下「参加申込書」という。）（様式第1号）を所定の期限までに町長に提出しなければならない。

2 参加申込書の提出方法は、郵送又は持参によるものとする。

(参加申込書への添付書類)

第5条 前条第1項に規定する参加申込書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業者及び配置予定技術者実績調書（様式第2号）に契約書及び仕様書の写しを添付すること。ただし、記載件数は2件までとする。
- (2) 業務実施体制（様式第3号）
- (3) 会社概要（様式は任意とする。）
- (4) 要綱第4条第2項の通知の写し
- (5) 誓約書兼調査同意書（様式第4号）
- (6) 申請担当社員の名刺（要メールアドレス記載）

(参加資格の適否の確認)

第6条 町長は、参加申込書等の内容を一覧表に整理し、参加資格の適否についての確認を行うものとする。

(参加資格の確認通知)

第7条 町長は、参加申込事業者に対して、参加資格の適否の確認結果を第4条による申込の日から14日以内にプロポーザル方式参加資格確認通知書(様式第5号)により通知するものとする。この場合において、参加資格を有すると認められなかった者については、その理由を付するものとする。

2 前項の規定により参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた者は、町長に対し、書面により、参加資格を有すると認められなかった理由の説明を電子メールで求めることができるものとする。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、理由の説明を求めた者に対し、同項の書面を受理した日から7日以内に回答するものとする。

(実施要領等の交付)

第8条 町長は、女川町公式ウェブサイト(以下「サイト」という。)において、町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)、町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務委託仕様書及び町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務委託公募型プロポーザル説明書(以下「説明書」という。)を交付する。

(業務提案書等の提出)

第9条 参加申込事業者は、実施要領及び説明書に基づき、業務提案書等を作成し、所定の期限までに町長に提出しなければならない。なお、業務提案書等の記載内容は次のとおりとする。業務提案書等はA4版とし、正本1部、副本10部を提出するものとする。

- (1) 業務実施方針
- (2) 配置予定技術者
- (3) 業務実施計画
- (4) 特定テーマに対する提案
- (5) 業務見積書(見積内訳書を含む。)

(プロポーザルの途中辞退)

第10条 参加申込事業者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。

2 プロポーザルの辞退は、プロポーザル方式参加辞退届(以下「辞退届」という。)(様式第6号)を町長に提出することにより行うものとする。

3 辞退届の提出方法は、電子メールによるものとする。

4 業務提案書等の作成に必要な資料等を貸与されている場合は、辞退届の提出と併せて速やかに町長に返還するものとする。

5 貸与された資料等の返還方法は、持参によるものとする。

(質問の受付)

第11条 参加申込事業者は、業務提案書作成等に係る質問を書面(様式第7号)により行うことができる。ただし、業務提案書作成等に係る質問書は、所定の期限までに提出しなければならない。

- 2 業務提案書作成等に係る質問書の提出方法は、電子メールとする。
- 3 町長は、参加申込事業者から第1項に係る質問書を受け付けた場合、回答はサイト上に掲載する。

(業務提案書の評価及び評価基準等)

第12条 業務提案書等の評価は、町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務委託公募型プロポーザル受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

- 2 選定委員会は、業務提案書等をもとに別表の評価基準に基づいて審査を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。
- 3 選定委員会は評価の結果を女川町契約業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告するものとする。
- 4 審査委員会は、選定委員会からの報告に基づき、総合的に審査、審議を行い、最も優れた業務提案を行った参加申込事業者を受託候補者として選定する。
- 5 その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(受託候補者の通知)

第13条 町長は、受託候補者に選定された参加申込事業者に対し、プロポーザル方式選定結果通知書（様式第8号）により通知する。

(非選定結果の通知)

第14条 町長は、受託候補者に選定されなかった参加申込事業者（以下「非選定事業者」という。）に対し、プロポーザル方式非選定結果通知書（様式第9号）により通知する。

- 2 非選定事業者は、町長に対し、非選定となった理由の説明を求めることができる。
なお、当該要求は所定の期限までに書面をもって行わなければならない。
- 3 町長は、前項の要求を受けた場合に限り、その非選定事業者についてのみ非選定理由を書面で交付する。
- 4 非選定理由の説明要求書の提出方法及び非選定理由説明書の交付方法は、持参又は郵送とする。

(業務委託契約)

第15条 町長は、受託候補者と業務委託契約を締結する。

- 2 業務委託の条件等は、受託候補者と協議の上、町長が別に定めるものとする。
- 3 受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、経費の負担に関し協議するものとする。

(プロポーザルの瑕疵)

第16条 プロポーザルにおける参加申込事業者の手續及び提出書類について、その内容等に瑕疵があることが判明した場合は、審査委員会で審査を行い、対応を決定する。

- 2 審査委員会は、必要に応じて参加申込事業者に対し、前項の瑕疵についてヒアリングを行うことができる。
- 3 町長は、第1項に定める瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

(参加資格等の取消し)

第17条 町長は、次に定める事由が生じた場合、参加申込事業者及び受託候補者と決定した事業者に対し、プロポーザルへの参加資格及び受託候補者の決定を取り消す。

- (1) 業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- (2) 業務委託開始前に第3条第5号に該当した場合

(次順位者との交渉)

第18条 町長は、受託候補者が委託契約を履行できない何らかの事由が発生した場合、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加申込事業者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

附 則

この要領は、令和6年4月12日から施行する。

別表（第12条関係）

プロポーザル評価項目及び評価基準表

評価項目			評価基準	点数
業務責任者の経験 (20点)	専門技術力 (20点)	業務執行技術力	・業務責任者においてイベント業務管理士の資格を有していること、または同種業務の実績があること。 ① イベント管理業務士1級を有している。 ② イベント管理業務士2級もしくは過去10年以内に同種業務の実績が2件以上ある。この場合、事業者としての実績と異なるものを計上可とする。 ③ 上記に該当しない。	①20 ②10 ③0
		業務方針	・業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項に関して的確に把握されている場合に優位に評価する。	10
業務内容に関する提案 (80点)	実施方針・実施手順・その他 (30点)	実施体制	・配置予定技術者の経験、人数など業務を遂行する上で適切な体制が確保される計画となっている場合に優位に評価する。	10
		実施スケジュール	・スケジュールを順守し、記念式典開催運営を行う上で適切な実施計画となっている場合、優位に評価する。	10
		特定テーマに対する提案 (50点)		
	実施にあたっての独自の提案内容	安全体制	・記念式典実施に当たって、参加者の誘導體制やセキュリティ及び天候・周辺状況を考慮した運営・連絡体制となっている場合に優位に評価する。	20
		地域性	・記念式典を行うに当たり、通常の式典進行の他、地域の特性や事業の性質を踏まえた内容が盛り込まれている場合に優位に評価する。	10
		独創性	・提案内容に創意工夫がある場合に優位に評価する。	10
		地域経済性	・記念式典を行うにあたり、地域経済に有利となるような式典内容となっている計画と評価できる場合に評価する。 (例) 使用物品や人員の町内調達	10
参考見積	業務コストの妥当性	・提示した業務規模と見積価格の整合性について妥当性がある。大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。	数値化しない	
			評価点 合計	100

※業務内容に関する提案に係る各評価項目は、A、B、C、D、Eの5段階で評価するものとし、それぞれ配点は以下のとおりとする。

A評価点＝配点×1.0（非常に優秀）

B評価点＝配点×0.8（優秀）

C評価点＝配点×0.6（普通）

D評価点＝配点×0.4（やや劣る）

E評価点＝配点×0（劣る）

※業務内容に関する提案内の各評価項目のうち、審査員の評価点が配点の6割に満たないものが1つでもあった場合は失格とする。

※複数の同得点者が生じた場合は、特定テーマに対する企画提案の評価点が高い者を特定する。

なお、特定テーマに対する評価点も同点の場合は、同得点者のみにおいて、くじにより特定する。

※応募者が1社の場合は、業務内容に関する提案内の各評価項目のうち、審査員の評価点が配点の6割をすべて満たせば、受託候補者とする。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

女川町長 様

申請者住所

電話番号

商号又は名称

代表者氏名

㊞

プロポーザル方式参加申込書

令和 年 月 日付けで告示のありました下記業務に係るプロポーザルに参加
したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、本申込書及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名 町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務委託

2 添付書類（各1部）

- (1) 事業者及び配置予定技術者実績調書（様式第2号）
- (2) 業務実施体制（様式第3号）
- (3) 会社概要
- (4) 要綱第4条第2項の通知の写し
- (5) 誓約書兼調査同意書（様式第4号）
- (6) 申請担当社員の名刺（要メールアドレス記載）

3 連絡先

住 所

商号又は名称

所属部署等

担当者氏名

電話番号等 電 話

F A X

E-mail

様式第2号（第5条関係）

事業者及び配置予定技術者実績調書

事業者の業務実績

No.	業務名	発注者	契約金額	履行期間	業務概要
1					
2					

配置予定技術者実績調書

No.	業務名	発注者	契約金額	履行期間	業務概要
1					
2					

※記入上の留意事項

- 1 各業務実績については、過去10年間において実施した同種業務を記載すること。
- 2 履行期間は和暦（平成・令和）で記載すること。
- 3 業務実績を証する書類（契約書及び仕様書の写し）を添付すること。

業務実施体制

役 割	氏名・所属・役職等	実務経験年数・資格	担当する業務内容
管理技術者	氏名 生年月日 年 月 日（ 歳） 所属・役職	実務経験年数 年 最終学歴 保有資格	
照査技術者	氏名 生年月日 年 月 日（ 歳） 所属・役職	実務経験年数 年 最終学歴 保有資格	
担当技術者 (主担当者)	氏名 生年月日 年 月 日（ 歳） 所属・役職	実務経験年数 年 最終学歴 保有資格	
担当技術者	氏名 生年月日 年 月 日（ 歳） 所属・役職	実務経験年数 年 最終学歴	
再委託先	再委託する業務の内容		

- ※1 配置を予定している全ての技術者について、必要に応じて欄を加除して記載すると。
- ※2 担当技術者が複数の場合は、主担当者を配置すること。
- ※3 業務の一部を再委託する予定がある場合は、委託先および業務の内容を記載すると。
- ※4 管理技術者の保有資格は、それを証する資格者証の写しを添付すること。

誓約書兼調査同意書

令和 年 月 日

女川町長 殿

申請者住所

電話番号

商号又は名称

代表者氏名

㊞

次に掲げる参加資格のいずれにも該当していることを誓約します。

また、参加資格に係る事実を確認するため、町が調査を行うにあたり、必要な情報を町に提供すること、町に提供した情報及びこの誓約書兼調査同意書の写しを関係機関等へ提供することに同意します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされていないこと。
- 3 要綱第10条に基づく指名停止を受けている期間にないこと。
- 4 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年女川町訓令甲第26号）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

様式第5号（第7条関係）

プロポーザル方式参加資格確認通知書

女 建 第 号
令和 年 月 日

申請者住所
商号又は名称
代表者氏名

女川町長 須 田 善 明

先に申込みのありました下記業務に係る参加資格の確認結果については、下記のとおり
となったので、通知します。

記

業務名	町道女川出島線出島架橋完成記念式典運營業務委託
参加資格の適否及び その理由	適 ・ 否
	参加資格がないと認めた理由

（注）参加資格がないと認められたものは、その詳細理由について令和 年 月 日
までに、書面により建設課へ説明を求めることができます。

令和 年 月 日

女川町長 様

申請者住所

電話番号

商号又は名称

代表者氏名

印

プロポーザル方式参加辞退届

令和 年 月 日付けで申し込みました下記業務に係るプロポーザルへの参加を辞退したいので、届出ます。

なお、貸与された資料等がある場合には、速やかに所定の方法により貴町に返還いたします。

記

1 業務名 町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務委託

2 連絡先

住 所

商号又は名称

所属部署等

担当者氏名

電話番号等 電 話

F A X

E-mail

様式第7号（第11条関係）

質 問 書

令和 年 月 日

女川町長 様

申請者住所
電話番号
商号又は名称
代表者氏名
担当者

業 務 名	町道女川出島線出島架橋完成記念式典運營業務委託	
質問事項		回 答

様式第8号（第13条関係）

プロポーザル方式選定結果通知書

女建第 号
令和 年 月 日

申請者住所
商号又は名称
代表者氏名

女川町長 須田善明

この度、本町が実施した町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務委託公募型プロポーザルにおいて、各参加申込者の業務提案書等を厳正に審査した結果、貴社の業務提案が総合的に最も優れていると評価されました。

この審査結果に基づき、貴社を町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務の受託候補者として決定いたします。

なお、今後の予定等については、後日改めて連絡します。

プロポーザル方式非選定結果通知書

女建第 号
令和 年 月 日

申請者住所
商号又は名称
代表者氏名

女川町長 須田 善明

この度、本町が実施した町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務委託公募型プロポーザルにおいて、各参加申込者の業務提案書等を厳正に審査した結果、下記の事業者を受託候補者として選定しましたので通知しますとともに、プロポーザルへ参加いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

記

1 受託候補者と決定された事業者

2 非選定理由の説明

非選定理由の説明を希望する場合は、実施要領第14条第2項に定める方法で手続を行うこと。

3 説明要求の手続期限

令和 年 月 日